

東かがわ市告示第83号

生成AI導入前支援業務委託事業者選定に係る公募型提案コンペ選定委員会設置要綱を次のように定める。

令和8年4月27日

東かがわ市長 上村 一郎

生成AI導入前支援業務委託事業者選定に係る公募型提案コンペ選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 「生成AI導入前支援業務」の委託事業者を選定するに当たり、提出された業務提案書を適正に評価し、優良な委託事業者を選定する為、公募型提案コンペ選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会組織)

第2条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者とし、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 東かがわ市総務部長
- (2) 東かがわ市事業部長
- (3) 東かがわ市市民部長
- (4) 東かがわ市教育部長
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、選定業務が完了する日までとする。

(委員会の開催)

第4条 委員会は、資格要件に該当する応募がある場合、総務部長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

(委託事業者の決定)

第5条 委員会は、審査項目毎の評点の合計が、最高得点となった事業者を委託事業者に決定する。

(選定審査結果の説明)

第6条 委員会は、審査を受けた事業者から選定審査結果について説明を求められた場合に限り、当該事業者に係る総合得点及びその順位を書面で交付する。

2 前項の総合得点及びその順位の説明を希望する事業者は、委員会が定める期限までに、文書により委員会に対し、その旨申し出るものとする。

(失格条件)

第7条 委員会の審査を受ける事業者及び委託事業者は、次に掲げる事由が生じたときは、委員会の審査を受ける資格又は委託事業者の決定を取り消す。

- (1) 提出した書類作成に係る不正行為及び虚偽が認められたとき。
- (2) 委託業務契約締結前に指名停止となったとき。

(守秘義務)

第8条 委員会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部財務課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月27日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。